

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月16日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530097

研究課題名（和文） 親権・監護法改正の総合的研究

研究課題名（英文）

Comprehensive Studies on Parental Rights and Child Custody Law Reform in Japan

研究代表者

棚村 政行（TANAMURA MASAYUKI）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：40171821

研究成果の概要（和文）：

本研究及び関連するプロジェクト研究を通じて、日本における親権・監護法における問題点を具体的に析出するとともに、欧米先進諸国及び他のアジア諸国における親権・監護法制の展開や改革動向を比較検討することにより、また、日本における家庭裁判所や弁護士実務における運用面での工夫や自治体や民間機関と行政・司法などの関係機関の連携を進めつつ、日本における親権・監護法の具体的な立法提言を行い、その一部は実際の民法等の一部改正や解釈運用の改善に結び付けることができた。

研究成果の概要（英文）：

We analyse the problems of parental rights and child custody law in Japan, as compared with the developments of child custody law in advanced western countries and other Asian countries, and propose the modern reform of Japanese Parental Rights and Child Custody Law, in cooperation with amendments of legal practice and legal services in family courts, family law lawyers, local authorities, nonprofit organizations, administrative bodies, and judicial departments. As the result of our research, recent outstanding amendments of Japanese Civil Code on parental rights and child custody law has come into existence.

交付決定額

（金額単位：円）

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 800,000   | 240,000 | 1,040,000 |
| 2010年度 | 600,000   | 180,000 | 780,000   |
| 2011年度 | 300,000   | 90,000  | 390,000   |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 1,700,000 | 510,000 | 2,210,000 |

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：親権、監護、共同親権、面会交流、養育費、児童虐待、親権制限、親権停止

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 親権・監護法の改正をめぐることは、日弁連法務研究財団において、家事法制委員会の主

要メンバーとして、親権・監護法制の実態調査研究及び比較法調査研究を行っており、また、東京家庭裁判所においても、調査官や調

停委員を中心に、親権・監護紛争における実務上の問題点について検討をしてきた。

(2)また、日本家族〈社会と法〉学会においても、2008年11月の学術大会において、「親権法のあるべき姿を求めて」というシンポジウムを開催し、立法改革に向けた検討の基礎作業を行ってきた。

(3)児童虐待やネグレクトの深刻な事案が増大しており、親の権利が強く、子の利益や子の権利の保障が十分でないとして、適切な親権の行使がなされない場合について、裁判所の関与の下に親権を一時的に停止したり、制限する制度の必要性についても説かれていた。

(4)また、民法の親権・監護法の規定構造は、親の支配権的性格が強く、必ずしも子の福祉や子の権利が保障されていない。さらには、離婚後の単独親権の原則や面会交流や養育費についての規定の欠如、親権・監護権の概念の不明確性、親権の停止や制限の制度の新設・整備など、親権・監護法制については、多くの問題点と課題があり、その全面的包括の見直しが求められていた。

## 2. 研究の目的

(1)親権・監護をめぐる紛争は、婚姻中、別居中、離婚後などにも起こり、紛争当事者も父母だけでなく、祖父母、叔父叔母、継親、里親等にも広がり、多様化、深刻化、複雑化が著しい。また、DVや児童虐待など暴力をとまなうケースもあって、解決や対応が困難なケースも増えている。社会のグローバル化も進み、国際的な親権・監護紛争も少なくない。

(2)しかしながら、このような状況下でも、日本では、依然として親権・監護法制は、明治民法下での親の支配権的な基本構造の古い法制度が維持され、解釈や運用での対応にはもはや限界がきている。

(3)そこで、本研究では、日本の親権・監護法制の沿革と展開を踏まえ、また日本法の問題整理を行ったうえで、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの欧米諸国での親権・監護法制の改正動向及び韓国などの最近の改正動向をも参考にし、日本の親権・監護法制の立法改革の具体的な提案を行うことを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1)本研究では、親権・監護法の大膽かつ説得力ある改正要綱案を提示する基礎作業と

して、欧米先進諸国での親権・監護法の改革動向を探り、法制改革の具体的な内容や特色を把握するだけでなく、改革を実現したプロセスや具体的な手法、社会的支援制度・児童福祉法制との連携協力など細部にわたる比較法的な研究を行い、改革の推進力・原動力となった内的外的諸要因にまで触れる。

(2)そして、同時に、日本の家族法の研究者400名を束ねる日本家族〈社会と法〉学会を中心に、日弁連法務研究財団や弁護士、裁判官、調査官、家事法研究会などに呼びかけ、「家族法改正研究会（仮称）親権・監護法改正グループ」を立ち上げる。

(3)このような研究組織の下で、欧米先進諸国やアジア諸国での親権・監護法制改革動向調査の結果を踏まえ、平成21年11月には、日本家族〈社会と法〉学会において、離婚後の共同親権・面会交流・養育費等を中心として報告・討議を行い、平成22年には、児童虐待や離婚・再婚の増加に伴う法改正へのニーズ調査を実施しながら、「家族法改正研究会」において具体的な要綱案（私案）を作成し、報告討議を重ねて最終的な要綱案を詰めていく作業をする。

(4)平成22年5月には、日弁連の両性の平等委員会を中心としたシンポジウムで、「離婚と子どもの幸せ」というテーマで報告討論をし、同年6月には、家族法改正研究会でのシンポジウム、10月の日本私法学会で「家族法改正シンポジウム」において、親権・監護法部分についても討議検討をする。そして、さらに各界から意見を参考にしつつ、平成23年3月に日弁連でのシンポジウム、6月には家族法改正研究会での親権・監護法改正をめぐるシンポジウムを開催して、十分な議論を経て実現可能な要綱案を得る。

(5)具体的には、民法典の親権という用語・概念の再検討、親権の法的性質、親権を行う者の範囲、親権の取得、親権の内容（身上監護権・財産管理権）、とくに監護教育権、子の引渡し、面会交流、身分行為の法定代理権、扶養義務と関係、親権の変更、親権の終了・喪失（児童虐待と親権・監護権の制限・停止を含む）、親権の共同行使と親権・監護紛争の解決手続や社会的支援制度・児童福祉制度との役割分担と連携などの多角的な視点からの立法案を策定し、具体的な民法及び関連する福祉法制について法改正のための具体的提言をとりまとめる。

#### 4. 研究成果

(1) 以上のように、研究目的と研究構想において、平成 21 年 11 月の日本家族〈社会と法〉学会第 26 回学術大会において、本研究の一部である「面会交流への社会的支援のあり方について」、日本の家庭裁判所や民間機関での取組みの実情、海外の先進諸国での面会交流支援の動向について報告するとともに、法整備と社会的支援の充実について具体的提言を行った。

(2) 平成 21 年 11 月のアジア家族法三国会議において、日本の家族法の改正について報告し、すでに出されている親権・監護法をめぐる改正提案に対して、子どもの代理人制度や子の意見表明権を保障する規定の整備、欧米諸国で認められている学校や医療等について情報アクセス権、パスポートや転居についての規定の導入、面会交流・養育費の規定の明文化、離婚後の親権の共同化とともに、単独親権の基準の明確化、協議や合意形成に対する社会的支援制度の充実と専門家の養成、当事者支援の仕組みの充実整備などの課題があることを明らかにした。また、親権制限についても親権の一時停止、一部制限の導入や家庭裁判所の司法的関与の推進強化、児童福祉法の改正による予防的措置の強化、施設長等の権限の明確化なども提言した。

(3) 平成 22 年 6 月に、家族法改正研究会が早稲田大学において開催した公開シンポジウムにおいて、親権・面会交流・養育費の実情と問題点、親権と民法 766 条の子の監護者制度、親権と監護権の内容、権限と責任の配分、離婚後の共同親権・共同監護、父母の一方の離婚後の再婚と非親権者である親の地位、子と祖父母、兄弟姉妹等との面会交流、里親等第三者の監護者指定等親権の規定と監護の規定の相互関係や体系的な位置づけ、簡易算定表と養育費の履行確保等について、協議離婚や親権・監護法制の問題点の改善という視点から報告を行った。

(4) 平成 23 年 2 月には、法務省からの委託調査研究である「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」のとりまとめを行い、株式会社商事法務から刊行した（法務省ホームページ参照）。同報告書は、私が研究代表者となって、法務省、最高裁判所、F P I C などの民間の面会交流支援機関の協力を得て、司法統計、当事者アンケート

の分析、家庭裁判所、家事関係の弁護士からのヒヤリング、日本における民間面会交流支援活動、諸外国における面会交流支援法制と活動などを調査研究したもので、平成 23 年 4 月の民法の一部改正での国会審議においても取り上げられ、5 月の改正法の成立に大いに寄与したものである。

(5) 本研究に伴う具体的な提言により、平成 24 年 4 月からの施行された民法 766 条の改正において、面会交流・養育費の規定が挿入されるとともに、法務省通達により、協議離婚届出書に、面会交流と養育費の取り決めの有無のチェック欄が設けられた。また、厚生労働省では、母子家庭地域生活支援事業の一環として、平成 24 年 4 月から、児童扶養手当受給者である非監護親等を対象に、面会交流支援の活動費補助を実施することになり、同年 5 月には東京都のひとり親支援センターが面会交流支援事業を開始することになった。

(6) 平成 23 年 6 月には、日本弁護士連合会両性の平等委員会による『離婚と子どもの幸せ』が刊行され、共同親権・面会交流・養育費を男女共同参画社会の視点から考える提言を行った。また、平成 23 年 6 月には、早稲田大学において、家族法改正研究会のシンポジウムを開催し、親権法の研究グループで親権・監護法の改正に向けた中間報告を行った。平成 23 年 9 月には、岩手県社会福祉事業団の招きで、児童虐待防止のための民法の一部改正や児童虐待防止法・児童福祉法等の講演を行い、児童虐待防止法制と親権法改正と今後の課題について提言した。

(7) 平成 24 年 3 月には、厚生労働省に、養育費相談支援センターにおける養育費等の制度改革に関する研究会の報告書において、アメリカ法等の比較研究と日本での実態調査の結果に基づいて、養育費履行確保策を提言した。具体的には、関係機関の役割分担の明確化と連携の推進、家族関係支援センター（仮称ワンストップサービスの相談機関）の設置、養育費履行確保と既存の制度の運用上の工夫、協議離婚と子に関する合意形成の実質化、養育費の決定・履行確保・面会交流や子育て支援との関係、とくに、養育費や面会交流の密接寒冷性を配慮した法整備と社会的支援の充実を提言している。

(8) 以上のように、本研究では、学会、弁護士会、法務省、最高裁判所等とも連携しつつ、諸外国の法制の展開も参照しながら、子の権

利や子の利益を実現する親権・監護法制の具体的な改革を提言し、法や社会のシステムの転換を目指した。すでに述べたように、平成23年5月に民法の一部改正が成立し、民法の親権・監護法制において、親権が子の利益のためのものであることが明記され、親権停止制度の導入、未成年後見制度の整備、面会交流・養育費の規定が挿入され、子の利益の最優先も明示された。しかし、今後は、離婚後の共同親権・監護を含めて、全面的包括的改正が必要であり、時間はかかるかもしれないが、その方向に向って順調に作業は進行している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 棚村政行「児童虐待の防止に向けた取り組みと今後の課題」早稲田大学社会安全政策研究所紀要第4号3～44頁(2012年3月) 巻数無、査読無
- ② 棚村政行「日本における家族法の改正」戸籍時報672号2～21頁(日本加除出版、2011年8月) 巻数無、査読無
- ③ 棚村政行「葛藤の高い面会交流事件の面接技法」『中川淳先生傘寿記念論文集—家族法の理論と実務』367～396頁(日本加除出版、2011年6月) 巻数無、査読無
- ④ 棚村政行「離婚法—離婚法改正の課題」戸籍時報659号18～28頁(日本加除出版、2010年9月) 巻数無、査読無
- ⑤ 棚村政行「面会交流への社会支援のあり方」家族〈社会と法〉26号75～98頁(日本加除出版、2010年7月) 巻数無、査読無

[学会発表] (計2件)

- ① 棚村政行「日本における家族法の改正」アジア三国(日本・中国・韓国)家族法会議、2009年11月21日基調報告(日本大学)
- ② 棚村政行「面会交流への社会支援のあり方」日本家族〈社会と法〉学会第26回学術大会(京都産業大学)2009年11月7日学会報告

[図書] (計2件)

- ① 棚村政行「男女共同参画社会の延長としての共同監護権—離婚後の親子関係」『離婚と子どもの幸せ』(日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会)175～184頁(明石書店、2011年6月)
- ② 棚村政行ほか『親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書』1～306頁(商事法務、2011年2月)

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

棚村 政行 (TANAMURA MASAYUKI)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：40171821